

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

- ・月々の掛金は1,000円から
- ・契約者貸し付けの利用が可能
- ・共済金の受給権は差押禁止

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1

掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2

貸付条件は無担保・無保証人

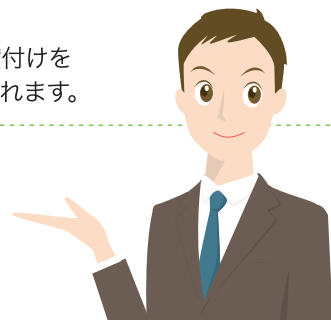
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3

掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！



共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

オンラインで
加入申込み
受付中

加入後の一部手続きもオンラインで可能。
制度の詳しい内容は2次元コード又はホームページからご確認ください。

小規模企業共済

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済

検索

